

報 告 第 3 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月18日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 4 号

損害賠償の額の決定について

新居浜市営渡海船における船内作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年12月3日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 14万5,128円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年11月16日午後2時5分頃、大島港において、小型自動車が新居浜市営渡海船に乗船しようとした際、船尾ランプドアと甲板との接合部に接触し、車両を損傷した。